

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年4月12日

秋田市長 穂積 志 殿

提出者

住 所 秋田県秋田市飯島字砂田1番地

氏 名 DOWAセミコンダクター秋田株式会社

代表取締役社長 吉田 尚弘

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 018-846-8000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	DOWAセミコンダクター秋田株式会社
事業場の所在地	秋田県秋田市飯島字砂田1番地
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	光電変換素子製造業(2812)
② 事業の規模	5,726百万円
③ 従業員数	422人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引火性廃油⇒処理委託業者(焼却)⇒埋め立てor再資源化</li> <li>・引火性廃油(再生可)⇒廃溶剤再生業者⇒リサイクル</li> <li>・引火性廃油(有害)⇒処理委託業者(焼却)⇒埋め立てor再資源化</li> <li>・汚泥(有害)⇒処理委託業者(脱水・焼却)⇒埋め立てor再資源化</li> <li>・燃え殻(有害)⇒処理委託業者(焼却)⇒埋め立てor再資源化</li> <li>・鉍さい(有害)⇒処理委託業者(混練)⇒埋め立てor再資源化</li> <li>・廃アルカリ/強酸(有害)⇒処理委託業者(中和・焼却)⇒埋め立てor再資源化</li> </ul>

(日本産業規格 A列4番)

## (第2面)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物処理責任者：代表取締役社長 吉田 尚弘

特別管理産業廃棄物管理責任者：畠山 善行

排水処理設備の運転責任者：長谷川 正春

※ 組織として特別な管理体制はとらないが、弊社の安全組織図及び、環境に関わる組織図に準ずる。

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油(再生可)
排出量	30.0 t	13.2 t	
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油(有害)	汚泥(有害)	
排出量	0.5 t	49.1 t	
特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻(有害)	鉍さい(有害)	
排出量	3.9 t	1.4 t	
特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	強酸(有害)	
排出量	1.5 t	5.4 t	
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・引火性廃油30%：再生業者へ再生処理委託してリサイクル</li> <li>・特管産廃27%：最終処分再資源化（ゼロエミ）へ切り替え済み</li> <li>・汚泥・鉍さい：自社で含有水分の脱水～乾燥して削減</li> </ul>			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油(再生可)
排出量	28.5 t	11.0 t	
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油(有害)	汚泥(有害)	
排出量	0.5 t	46.6 t	
特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻(有害)	鉍さい(有害)	
排出量	3.7 t	1.4 t	
特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	強酸(有害)	
排出量	1.4 t	5.1 t	
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・引火性廃油を再生業者を介してリサイクル促進</li> <li>・最終処分の再資源化（ゼロエミ）に切り替え促進</li> <li>・鉍さい(有害)：適温加熱により水分蒸発し排出減量</li> </ul>			

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 法分類、品種毎に分別して、適正な保管場所に保管
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、法分類、品種毎に分別、適正保管量を管理

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項：当社の廃棄物は全て委託処分

① 現状	<b>【前年度（2023年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項：当社の廃棄物は全て委託処分

① 現状	<b>【前年度（2022年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項：当社の廃棄物は全て委託処分

① 現状	【前年度（2022年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	
	(これまでに実施した取組) なし			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	
	(今後実施する予定の取組) なし			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（2023年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油(再生可)	
	排出量	30.0 t	13.2 t	
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油(有害)	汚泥(有害)	
	排出量	0.5 t	49.1 t	
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻(有害)	鉍さい(有害)	
	排出量	3.9 t	1.4 t	
	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	強酸(有害)	
	排出量	1.5 t	5.4 t	
		優良認定処理業者への処理委託量	91.8 t	
		再生利用業者への処理委託量	13.2 t	
		認定熱回収業者への処理委託量	— t	
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	
(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・引火性廃油の30%を再生業者へ処理委託してリサイクル</li> <li>・特管産廃の27%は再資源化(ゼロエミ)へ切り替え済み</li> <li>・鉍さい(有害)：適温加熱により水分蒸発し排出減量</li> <li>・引火性廃油は、委託業者の焼却処理に於いて、助燃材として利用</li> </ul>				

② 計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	引火性廃油(再生可)
	排 出 量	28.5 t	11.0 t
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油(有害)	汚泥(有害)
	排 出 量	0.5 t	46.6 t
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻 (有害)	鉍さい (有害)
	排 出 量	3.7 t	1.4 t
	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	強酸(有害)
	排 出 量	1.4 t	5.1 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	87.2 t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	11.0 t	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	
	(今後実施する予定の取組) ・特別管理産業廃棄物処理の計画に関し、定期的に必要な見直しを実施 ・委託処理業者への定期的な現地監査を実施 ・産業廃棄物の適正処理を確保する為、関連する法令、その他の規則を厳守するとともに行政の環境施策に協力		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度(2023年度)実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	105.0 t	
	(今後実施する予定の取組等) ・処分委託した廃棄物の処理状況と最終処分報告を常態的に確認 ・産業廃棄物処理委託業者の許可証有効期限チェックと更新		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。